

昭和四十五年一月

四日市市議会臨時会会議録目次

	ページ
議席の指定について……………	六
会議録署名議員の指名について……………	七
会期の決定について……………	七
四日市市議会常任委員会委員の選任について……………	七
選任……………	七
四日市市公害被害者認定審査会条例の制定について……………	七
議案説明：議案質疑：委員会付託：委員長報告：質疑、討論、議決……………	八

昭和四十五年一月二十一日

四日市市議會臨時會會議錄

四日市市議會

昭和四十五年
四月
四日
市市議会議臨時會會議錄

米田好兼速記

昭和四十五年一月二十一日(水曜日)

○議事日程 第一号

昭和四十五年一月二十一日(水)午後二時開會

第一 議席の指定について

第二 會議録署名議員の指名について

第三 会期の決定について

第四 四日市市議會常任委員會

委員の選任について……………選任

第五 議案第一号 四日市市公害被害者認定

審査会条例の制定について……………

議案説明：議案質疑：委員會付託

委員長報告：質疑、討論、議決

○本日の会議に付した事件

第一 議席の指定について

第二 会議録署名議員の指定について

第三 会期の決定について

第四 四日市市議会常任委員会委員の選任について

第五 議案第一号 四日市市公害被害者認定審査会条例の制定について

○出席議員（四十一名）

大	大	岩	伊	伊	伊	伊	荒	天	味
谷	島	田	藤	藤	藤	藤	木	春	岡
喜	武	久	信	太	泰	金	武	文	一
正	雄	雄	一	郎	一	一	治	雄	郎
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

長	野	生	豊	坪	辻	高	志	坂	後	小	小	訓	北	喜	川	加	笠
谷	崎	川	田	井	橋	積	上	藤	林	林	霸	村	野	多	村	藤	田
鐸	貞	平	妙	誠	力	政	長	藤	喜	哲	也	与				定	七
元	芳	蔵	稔	子	二	三	一	郎	郎	夫	夫	男	市	等	潔	男	衛
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○議長（服部昌弘君）

ただいまから昭和四十五年一月、四日市市議会臨時会を開会いたします。

午後二時五分開会

○市議会事務局

主	主	議	次	事
事	事	事	務	務
板	柴	係	局	局
崎	田	長	長	長
大	静	小	森	鷺
之	良	坂		野
丞	靖		正	正
君	君	君	太	和
			郎	君

○議案説明のため出席した者

衛	総	収	助	助	市
生	務	入	役	役	長
部	部	役	加	岩	九
長	長	庄	司	野	鬼
中	平	司	良	見	喜
山	井	良	一	齊	久
英	清	三	君	君	男
郎	三	君			君
君	君				

○欠席議員（三名）

山	早	谷
口	川	口
信	正	専
生	夫	九
君	君	君

吉	山	山	安	六	宮	松	増	前	藤	日	日	服
垣	本	中	垣	平	田	島	山	川	井	比	沖	部
照		忠		豊		良	英	辰	泰	義	武	昌
男	勝	一	勇	司	勇	一	一	男	治	平	男	弘
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

本日の出席議員は、三十七名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程により取り進めたいと思えますから、よろしくお願いたします。

要求いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました要求書写のとおりであります。

○議長（服部昌弘君） 会議に先立ちまして、市長から就任のごあいさつがあります。
市長。

〔市長（九鬼喜久男君）議場中央に進む〕

○市長（九鬼喜久男君） このたび再選されるにあたりましては、皆さま方からたいへんあたたかいご支援を賜わりまして、まことにありがとうございます。引き続きまして四カ年、市政を担当させていただきたいと思えます。何とぞよろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（服部昌弘君） これより会議を開きます。

日程第一 議席の指定について

○議長（服部昌弘君） 日程第一、議席の指定を行ないます。

今回ご当選になりました北村与市君の議席は、会議規則第三条第二項の規定により、ただいまご着席の議席を指定

いたします。

日程第二 会議録署名議員の指名について

○議長（服部昌弘君） 日程第二、会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により議長において天春君及び大島君を指名いたします。

一 日程第三 会期の決定について

○議長（服部昌弘君） 日程第三、会期の決定についてを議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日より一日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、会期は一日間と決定いたしました。

日程第四 四日市市議会常任委員会委員の選任について

○議長（服部昌弘君） 次に、四日市市議会常任委員会委員の選任を行ないます。

おはかりいたします。本件は、今回ご当選になりました北村与市君を総務衛生常任委員に指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました北村与市君を総務衛生常任委員

に選任することに決しました。

日程第五 議案第一号四日市市公害被害者認定審査会条例の制定について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第五、議案第一号四日市市公害被害者認定審査会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の議案についてご説明申し上げます。

議案第一号は、公害被害者認定審査会条例の制定案でありまして、本市では、昭和四十年から市独自の施策として大気汚染関係疾患者の認定及び認定患者に対する医療救済措置を実施してまいりましたが、昨年十二月に懸案の「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が制定、施行されましたので、いよいよこれを法律に基づく制度に切りかえ、本年二月一日から運用いたしたいと存じます。

したがいまして、これまでの四日市市公害関係医療審査会は発展的に解消し、同法の規定に基づく公害被害者認定審査会を市長の付属機関として設置するようここに条例案をご提案申し上げます。

なお、審査会の会長並びに委員に対する報酬及び費用弁償については、同条例案の附則において「四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正をお願いいたしました次第であります。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（服部昌弘君） ご質疑がありましたら、ご発言願います。

前川君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 質問の前に市長にご忠告を申し上げておきたいと思うんです。と申しますのは、行政機関というのは長年やっておりますというと非常に事務的になりマンネリ化します。そういう点につきまして、私も今度の議会を招集するにあたって市長のほうが多額案だけを出してきたわけです。少なくともそれに対して、この条例を市民の代表者として四十四名の者が審議するにあたりまして、その裏づけになる資料というものが要求されるわけですが全然出ておりませんが、議運でこのことを要求申し上げたわけですが、要求をしようやく出してくる、しかもこの資料だけでは私ども十分ではないんじゃないかと、こう思います。今後このようなことのないように、ご注意を申し上げておきたいと思えます。

それから、質問に入りますが、質問の要旨は、この条例を策定するにあたりましてその根拠になっておる法律並びに特別措置法施行令の問題でございますが、この施行令にあるところの指定地域、これがきめられるまでの経緯につきましまして詳しくお話を伺いたいと思うのです。以上。

○議長（服部昌弘君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 対象となるべき地域のきまつた経緯ということでございますが、この法案は、ご承知のとおり去年の八月に一べん廃案になった運命でございますが、その時点で厚生省の原案としては、四日市とそれから川崎、大阪の三カ所を大気汚染関係の指定地域とするということで、川崎の汚染地区、大師地区を中心とした汚染地

域、それから四日市、磯津その他塩浜第二コンビナートを中心とした汚染地域、それから大阪の此花区を中心とした汚染区域というものを規格から同一の基準でいきたいということで、厚生省の原案としては、四日市は汚染度から磯津は別としてほかは広過ぎるということで、縮小案を出せということにきたわけでございます。

われわれ事務当局としては、四日市が過去五年間において積み上げた実績、それからこの実績についてはこまかいデータも全部厚生省へ行っておるわけでございますが、市独自による行政措置の運用のデータ、審査会方式の理論といったもので最少限われわれとしては、昭和四十二年の三月にきめた当時の汚染状態の地域、プラス審査会の運用によって準用するところの地域というものを設定してまいったわけでございます。

したがって、この法律施行によって現在四日市独自でやっておるものよりもマイナスになるようなことは歓迎しないという意味を伝えました。相当やりとりがあったわけでございますが、それでわれわれの態度としては、四日市がいままで市の要綱による市独自の行政運営による汚染地域にプラス特別審査会で決定した運用されてきた、準ずる汚染地域というものを入れるべきである、こういうふうにして最後まできたわけでございます。

相当なやりとりもありましたが、結局、審査の方法にしるすべての方法が、大気汚染に関する限りは四日市の方式を尊重するというのに、ほかにいい考えもないということで打ち出されまして、別表ということで、この表も最後までめたわけでございますが、別表ということで、いま申し上げたような準用区域も含めたものがそこに認められたということでございます。

ただ、ここでご理解いただきたいことは、法律上のたてまえから通称区域でなくして行政上の公称町名になっております。したがって、先ほども特別委員会指摘されたわけでございますが、磯津なんかが表面上出ておりませんが、大字というような表現は法制局で訂正されまして、現在の磯津南町、あるいは西町、北町というような通称名

じやなくて公称名の表示になっておるということでございますので、これもあわせてお含み願いたいと思います。

以上が、経過のあらましでございます。

○議長（服部昌弘君） 前川君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 もう少しお伺いしたいんですが、これらのいまの話によりますと、市独自のものにプラスアルファということが尊重されたということは、たいへんけっこうだと思っております。それならばですね、そのかなり市の意見というのは入っておるわけですが、この基準はどのように定められたのか、それをお伺いするわけです。

たとえばですね、亜硫酸ガスあるいは降下ばいじん等の等量線というのがあるわけです。これは昭和何年でしたか三十六年ごろから平年的にずっとつくられてきておるもので、かなり詳しいものが出ています。したがってそういうものによってやったとすれば一つの根拠になるんですが、そうであるのかどうか、重ねてお伺いします。

○議長（服部昌弘君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 区域の線引きと申しますかその根拠ということでございますが、はっきりいっていま前川議員の言われたのは、P_bO₂法によるところの、これは昭和三十六年からずっと九カ所、ないし現在では二十カ所測定しておるわけでございますが、一月間の集積した値を計算して出した過酸化鉛法によるところの線でございますが、この比が四十年にしたときには、その線と一部保健所にございました自動記録計の電動自動記録計の数値といたことで、少しその当時としては大気汚染がどうなるかわからぬということから、ある程度拡大して描いた線でございますが、今回の設定については、そのP_bO₂法によるところの線も全然見ないというわけではございませんが

基本となるのは、環境基準の設定基礎になっております自動電動記録計（電気電導度式）の三十分ごとの計算値、すなわち三十分ごとにあらわれる最高濃度、あるいは時間帯というものが、理論としては基礎に厚生省でも考えていますし、また将来環境基準の損失ということについても、事後自動電動記録計による検査、数値ということになっております。

したがって、現在では自動自動記録計のものは、県の公害センターでテレメーターによって五カ所を結んでおります。そのほかに市独自として第三コンビナートに備えて事前環境調査ということで二台、羽津出張所と富田の保育園にございますが、その数値もあわせてにらんでおりますが、自動電動記録計が相当遠いところまでと申しますか一定の円弧を描いた測定値があればけっこうですが、いま申し上げましたように七カ所、それも時期によって非常にまちまちでございますが、大体できたのが最初が三十八年ごろからでございます。

そういったことから、結論的にいえばそういう数字も一応見ておるけれども、実質的には私どもが厚生省へ要求したことで市の実績をそこなわないで、法制化してマイナスにならないという線これが妥結したというのが実態でございます。

○議長（服部昌弘君） 前川君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 いまの説明によりますというのと、自動電動記録計ということですが、これは場所が少ないから正確度というのがかなり薄れてくるわけですね。そうしますと、やはりPbO₂法によるところの等量線の問題これらが当然、これによったということではなさそうですけれども出てくる。

そこでお尋ねするわけですが、実はこの地域指定と、指定地域とそれから等量線との関係図というものをつくってみたわけですね。そうしますというのと、大体冬、夏ともに亜硫酸ガスのほうが大体〇・五の線のところにほとんど入ってくるわけです。ただ、この中で非常に不可解な点が二、三点ありますので、それでいまのような質問をしてきたわけですが、どちらで測定しても測定が確実にできておればいいわけですが、この点についてご説明をいただきたいと思ひますのは、まず富田浜この辺が〇・五の等量線に入ってきております。夏と冬と若干違いますが、いま言っておりますのは冬ですからたいへんきびしい線だと思ひます。それからもう一つは昭石の羽津山の社宅、ここだけがよけられております。非常にこうカッコしてよけられております。それからもう一つは海蔵ですか、野田地区から久保田ですか、それから芝田のほうにかけてはざされております。それからさらに南のほうに延びまして四郷と日永の若干、それから小古曾のこれは三菱油化の社宅ですか大体これらの大きな町がはずれておるわけです。

たいへんふしぎに思ひましたのは、その中で昭石とそれから三菱油化の社宅がはずれておるといふのは、たとえばですね、たとえば以前に市が独自の方法でやっておったと、そのときに企業と話し合って一応これは除外したというふうなことは想像できるわけですが、少なくとも国がですね、国が政令でこれを公布するにあたってわれわれに不可解な感じを持たせるような、解釈のできないような線の引き方をしたとすれば、どうも奇怪千万であるわけです。今後のこういう問題に対する運営が非常にあやぶまれるわけですが、その点につきまして、いきさつをお伺いしたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 過酸化鉛法による昭和三十三年、あるいは二年の等量線は、一応県の公害センターで二三日前に入手したばかりでございますが、いま二、三カ所ご指摘になったたまたま企業の、いわゆる大企業の社宅が

抜けておる、これにつきましては私もその当時参画したわけでございますが、昭和四十年の五月から施行でございますが、原案としては四十年の二月ごろにつくったのでございますが、その時点では一べんの相談を私どもは企業とは相談しておりません。また必要がないというふうに考えて、事後区域については一べんも折衝することがありませんし、また私はする必要がないというふうに考えております。

したがって、いまご指摘になったようなところを疑惑として意識的に抜いたと思われるということについては打ち消していただきたいと思えます。これにつきましては、ただ一点言えることは、厚生省としては三十八年度以降去年の二月に環境基準法ができたわけでございますけれども、その前の作業の段階において相当詳しい濃度別の、PPMの濃度別の分布状態を調べて、それを基礎としたのが、一番理想的であるというふうに考えておったことは事実でございますけれども、四日市、大阪、川崎あわせた場合には、電動自動計の記録装置としては各種まちまちで、開設年次がまちまちで、しかもこれが年数が少ないということで、その数値が全国的にみて取れなかったというふうなことは聞いております。

したがって、四日市をすべての手帳にしる、それから認定の審査病名にしる要領にしる四日市の実績を元にするということから、またわれわれから地元、実績のある四日市としては法に移行した場合市単独でやっておるよりも不利益にならないという線を強く出していますので、その線でのんでくれたということにご了解願いたいと思いません。

○議長（服部昌弘君） 前川君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 ただいまの説明で、私納得できないんですよ。昭石の社宅のところがちょうど、たとえば海岸線だけで四日市旧港がこの陸地の中にずっと入り込んでいるような形に、そこそこだけがよけられておるわけです。これの説明をはっきりしていただきたい。

企業と話し合ったことがないのは、たいへんけっこうです。あるいは話し合ってもらっても市の段階においてやるとすればあまり、一応そういうこともあるかもしれませんが、国が策定するにあたってですね、このような不可解なことはいまの部長の説明では説明はつきませんから、もう一度願いたい。

○議長（服部昌弘君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） ご指摘の昭石の社宅の前につきましては、現在も五年前ともひとつも変わっていませんので、従前どおり市が認めたものをそのまま厚生省が採用したということ以外には、説明がつきかねます。

○議長（服部昌弘君） 前川君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 説明になってないと思うんですよ。これ、市長に聞いてみたって、市長はそんなこまかいことさらにわからないと思うんですが、私はこういうことですね、国の法律が行なわれるとすればたいへんな問題があると思うんです。その点についていまの説明のままでもいいのか悪いのかですね、市長はどうされるのか。詳しい説明はもうそれ以上できないと思いますので、市長の判断をお伺いしたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 私も詳細な説明ができないのはまことに申しわけございませんが、以前の町名どおりに決

定されておるといふことでございます。(笑声)

○前川辰男君 それでいいのかどうかということ聞いていますよ、市長に。それで市長は納得しているのかどうか、それを聞きたいんです。あるいは、つけ落としているのならね、つけ落としたで厚生省のほうに連絡をとるといふ、それでもけっこうです。そんな主体性のないのでいいんですか。(「休憩しますわ」「三菱油化と昭石におられるかな」と呼ぶ者あり)

○議長(服部昌弘君) 市長。

〔市長(九鬼喜久男君)登壇〕

○市長(九鬼喜久男君) ご指摘の点につきましては、今後よく研究をいたします。

○議長(服部昌弘君) 前川君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 研究してもらうのはけっこうですが、これは本日ここで私たちが市民の代表として責任を持ってきめなければならぬわけですよ。そういう疑問を持ちながら決定するということは、私も良心がある以上たいへんむずかしいわけです。そこで一番最初申し上げましたように、資料を出してもらいたいということは、どうも資料が出てこないというのはその辺のところに問題があって、わざとわれわれにほおかぶりをしてくださいものにはふたをするという形で理事者のほうが対処するとすれば、これは重大な問題です。一番最初その点をご注意申し上げたわけですよ。よく問題がむずかしくなってますというのと、市長は四年間の間にずいぶん善処します、研究します、ということをしていました。これは一期の場合には、いきなりやってきた市長、行政担当者としてまだまだ慣れない面があるからやむを得なかったかもしれませんが、少なくとも四年間の経験を経てきた市長です。このことはそのまま

見過ごされてしまうことについては、私どもとしては許されないことではないかというふうに考えますが、その点重ねて申し上げておきたいと思えます。

大体いつころまでに検討されるのか、聞かしていただきたい。

○議長(服部昌弘君) 市長。

〔市長(九鬼喜久男君)登壇〕

○市長(九鬼喜久男君) これは従来から、従来から四日市が地域としてきまっておった地域よりもさらに拡大された地域が含まれておるわけでございます。公称地名とおり包含されておるわけでございますので、国ではすでにあるようにきまっておるといふことでございますので、今後そういう、さらにこういう地域に入る方途がないかどうかということの研究するということをお願いいたします。

○議長(服部昌弘君) 前川君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 たいへんくだいようですけども、ごまかされそうなのでもう一度申し上げますが、このままです。このままこの地図が変えられないとすれば、市長がどう弁解しようと、羽津の鰯のほうもと北、西にありながら区域の中に入り、それより東、南にあるいま申し上げた地域なり、あるいは内部地区のたくさんの住宅地帯、それらがそのまま見過ごされておるとすれば、市民としましてはやっぱり市長に対する不信がつのるばかりではないかというふうに考えます。

市民に不信感をつのらせることはとんでもないことであって、それをなくしていくのが行政担当者の重大な役目だと考えますから私はあえてここで重ねて申し上げるわけですが、間違いあるいは足りない点があれば、即刻厚生省に

申し入れをして、そして十分な措置がとれるように前向きな姿勢で対処願いたいことを要望しておきたいと思っております。

○議長（服部昌弘君） 他に質疑はありませんか。
大島君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 午前中、都市公害対策特別委員会でいろいろ説明を受けました。若干理解できない点がありますのでお尋ねをしたいと思います。

この特別措置法における公害という考え方に、大気汚染それから水質汚濁というものも含まれているというような説明を受けたわけでございますが、この提案されております議題の第三条の二項において、「委員は、大気汚染による」と、明確に大気汚染を述べております。

この点について、この特別措置法の考え方からいけば、ここで、「大気の大気汚染及び水質汚濁による医学的影響」とこういうようにつけ加えるのが妥当だと考えておりますが、その点についてお尋ねをしたいの一点。

それから部長は説明会のときに山本議員の質問に対して、この現在指定されておる公害地域の拡大を将来考えることはあるかということがございましたが、そのときには考えないという問題でございました。この点について再度お伺いしておきたいと思えます。

もう一点は、この指定地域に隣接するところにもこういう患者が出た場合の救済方法はこういうふうにお考えになっていらっしゃるか、その点ひとつお伺いしたい。

○議長（服部昌弘君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） お答え申し上げます。

四日市公害被害者認定審査会の条例の三条に、三条の二項に、「委員は、大気の大気汚染による医学的影響に関し、学識経験を有する者云々」ということで、そのことに関連して、大気汚染ばかりではないじやないかと、その根拠はどうかということでございますが、四日市は委員会にもお配り申し上げましたように、政令三百十九号、これは十二月の二十七日に施行になったものでございますが、その、とくに指定地域と指定病名がきめられたわけでございまして、四日市の場合には、いま問題になっております地域とそれから病名としては慢性気管支炎、気管支ぜんそく、ぜんそく性気管支炎及び肺気腫、並びにこれらの続発症というふうに、地域と病名がこの政令によってはっきりしておりますわけでございまして、水の関係では対象外ということがここでははっきりしておりますので、審査会におきまして水の関係については審査する裏づけがないということで、したがって、参画する委員の方々についても大気汚染による医学的にいわゆる、平たいことばでいえば呼吸器疾患患者の学識経験者という意味でございます。

それから地域拡大の問題について、公害特別委員会が事務的に私はこれは、この地域は二十七日の、十二月二十七日に先ほど申し上げましたように政令で全国四カ所出たわけでございますけれども、この法律に基づく地域指定があった以上、これについていま直ちにこれを法律どおりわれわれは施行するということをお申し上げしました。

ただご質疑の中で、将来の見通しはいかんといいることがございまして、先ほどいささか触れましたが、前川議員の質問について触れましたが、そういう態度も委員会で明らかにいたしましたして、個人の感覚では、将来の問題としては大阪の此花区、川崎の大師地区を中心とした汚染度の比較ということにおいて、汚染とそれから疫学的な調査なりあるいは臨床的な調査ということで調整して行なわれていく、それが拡大するか縮小になるかは予断ができないとい

うふうに私は委員会でご答弁申し上げたつもりでございます。ことばが足りなければそういう意味でございますので、そういうふうにお聞き取りを願いたいと思います。

それから、第三の隣接の区域についての問題でございますが、委員会に、特別委員会におきまして私はやはり山本委員のご質問に対して、現状においては指定した以上、いままでの市独自の運用は許されないと解釈する、したがって、この法に基づく処理は市のものピリオドを打ってこれに二月一日以降はこの政令、まだ省令は届きませんが、大臣決裁がおくれておるので届きませんが、細部の事務手続が今月じゆうに来るわけでございます。したがって、六分の五というものを国費、あるいは企業費の導入ということに相なっております。むろん会計検査院の検査対象にもなりませんので、適正にこの運用をしていきたいと。特に厚生省から、平たいことばでいえば三地区の、国として、いままでは四日市だけの財源で、四日市市民だけのことでやっておったんだが、今度は国としてはこういう立法措置をとった以上、国としてはいまは三カ所であるが、将来については、ほかの市も考えんならぬということで、独自の創については十分考えてくれ、それについては発想があればまた連絡してくれということも、数度の打ち合わせに協議を重ねていますので、いま公の席上での表明といたしましてはこの法律、政令、規則に準じて円滑に執行していくと、それでなくても通院者の手当の問題がございますので、相当混乱を予想されますので、誠心誠意そのとおりいきたいというふうにわれわれは早急に考えております。

○議長（服部昌弘君） 大島。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 第三点目の問題でございますが、やはり国あるいはその他の補助金が来るわけでございますが、今日まで市独自でやってまいりました。そういう隣接に在住するそういう患者が出た場合は、市単独で市長としてやら

るお考えあるかないか、その点をお伺いしておきたいと思えます。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのところ、市で単独でやるという計画は持っておりません。しかしながら、こういう制度が初めて施行されますので、この運用を見きわめたいという必要の問題があれば対処をしていきたいというふうに考えます。

○議長（服部昌弘君） 他にご質疑ございませんか。

他にご質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

本件を、総務衛生常任委員会に付託いたします。

暫時、休憩いたします。

午後二時四十七分休憩

午後三時四十八分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第一号四日市市公害被害者認定審査会条例の制定についてを議題といたします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

訓覇君。

〔総務衛生委員長（訓覇也男君）登壇〕

○総務衛生委員長（訓覇也男君） 総務衛生委員会に付託されました議案第一号四日市市公害被害者認定審査会条例の制定について、当委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本条例の制定につきましては、昭和四十四年十二月十五日、法律第九十号公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法第二十条の規定に基づいて公害被害者認定審査会を設置しようとするものでありまして、従来、要綱に基づいて設置されていた審査会を条例化しようとするものであり、別段、異議なく本案を承認いたしました。

なお、指定地域、及び隣接地の対象者については、実質的に十分救済されるよう市独自で実施すること。所管課の機構拡充と増員についてこの際十分考慮すること、及び必要資料は十分整えられることの三点を強く要望して、本案を承認いたしました。

よろしくご審議のうえ、ご賛同を賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 以上で、委員長の報告は終了いたしました。

委員長長の報告に対しまして、ご質疑がありましたらご発言を願います。（「なし」と呼ぶ者あり）

ご質疑ありませんので、これをもって委員長報告に対する質疑を結びたいと思います。

おはかりいたします。本件につきましては、討論の通告もありませんので直ちに採決を行ないたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。

これより議案の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、議案第一号四日市市公害被害者認定審査会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○議長（服部昌弘君） 以上をもちまして、本臨時会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、一月臨時市議会を閉会いたします。

午後三時五十一分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長	服部昌弘
署名議員	天春文雄
署名議員	大島武雄

